

次のとおり、公募により技術提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

令和3年（2021年）6月24日

岩内町長 木村 清彦

記

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名  
義務教育学校整備調査等業務
- (2) 業務内容  
義務教育学校整備調査業務及び基本設計業務（建築・電気・機械・外構に係る基本設計）
- (3) 業務規模
  - ア 用途  
義務教育学校
  - イ 規模及び構造  
規 模：【校舎＋屋内運動場＋武道場等】 15,000㎡程度  
【グラウンド】 15,000～18,000㎡程度  
構 造：RC造又はS造
- (4) 委託期間  
契約締結の翌日から、令和4年3月25日までを予定している。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

技術提案書の提出者は下記要件いずれにも該当すること。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ウ 岩内町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けている場合においては、参加表明書の提出期間中にその停止期間が経過している者を含む)であること。
- エ 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の岩内町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- オ 暴力団関係事業者等であることにより、本町が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 暴力団関係事業者等でないこと。
- キ 本町の「令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格者一覧」に、申請種別が建築設計として登録されていること。
- ク 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく北海道知事又は北海道知事が指定する指定事務所登録機関による一級建築士事務所の登録を受けており、営業年数が1年以上あること。
- ケ 北海道に本店又は支店を置いていること。

### 3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者(注1)は一級建築士であること。
- (2) 参加表明書に記載を求める各主任技術者(注2、注3)は、建築(総合)分野、建築(構造)分野、電気設備分野及び機械設備分野とし、下記の資格を有すること。  
建築(総合)分野の主任技術者は一級建築士であること。  
建築(構造)分野の主任技術者は構造設計一級建築士であること。  
電気設備分野の主任技術者は設備設計一級建築士であること。  
機械設備分野の主任技術者は設備設計一級建築士であること。
- (3) 管理技術者及び建築(総合)分野の主任技術者は、参加表明書の提出を行う時点で提出者の組織に所属して3ヶ月が経過していること。
- (4) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。
- (5) 管理技術者は、記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
- (6) 管理技術者は平成18年(2006年)4月以降に契約履行を完了した延べ面積6,000㎡以上の義務教育学校または小学校・中学校の新築または改築に係る建築設計の実績を有していること。
- (7) 主たる分担業務分野である建築(総合)分野を再委託しないこと。
- (8) 提出者は、他の提出者の協力事務所(再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所に限る)となっていないこと。  
業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、岩内町競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者(指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む)であること。

注1 「管理技術者」とは

- ①契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- ②日本語に堪能でなければならない。
- ③業務担当員が支持するところにより、関連する他の設計業務の受託者と十分に協議のうえ、相互に協力しつつ、業務を実施しなければならない。

注2 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

### 4 参加表明書の評価基準

公募型プロポーザルに参加を希望する者から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書について次の評価基準により審査のうえ、技術提案をを求める者を5者程度選定する。

- (1) 業務実施上の条件
- (2) 専門分野の技術者資格
- (3) 同種業務又は類似業務の実績の有無
- (4) 技術者の継続教育(CPD)

### 5 技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準

4により選定された者に対し、技術提案が記載された書類(以下「技術提案書」という。)の提出を求め、提出された技術提案書について次の項目を審査のうえ、設計者を特定する。

- (1) 取組意欲
- (2) 業務の理解度
- (3) 業務の実施方針の的確性
- (4) 各テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性

## 6 審査について

技術提案書に係る審査は、義務教育学校調査検討等業務設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

### (1) ヒアリングについて

審査委員会において、技術提案者から提案内容や考え方等についてのヒアリングを行うこととしており、日時、場所は別途通知する。

## 7 参加表明書及び技術提案書の手続等

### (1) 担当部局

岩内町建設経済部都市整備課建築係

住 所 〒045-8588 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

T E L 0135-62-1011 (内線234)

0135-67-7097 (ダイヤルイン)

F A X 0135-67-7105

E-mail kenchiku@town.iwanai.lg.jp

### (2) 各種関係書類の交付等（説明書の配布期間、場所及び方法）

公募型プロポーザル方式の説明書等、各種関係資料は岩内町のホームページからの入手を原則とする。

(URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkr/index.htm>)

### (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

#### ア 提出期限

令和3年7月2日（金）午後5時まで

#### イ 提出場所

8(1)に同じ

#### ウ 提出方法

次のいずれかの方法による。

（緊急事態宣言等により、本町間との往来の自粛が宣言された場合は、（2）の方法のみによる。）

(ア) 持参

(イ) 郵送（書留郵便に限る）

### (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

参加表明書の審査により、技術提案書の提案者に選定された者に、技術提案書の提出要請を行う。

#### ア 提出期限

令和3年7月21日（水）午後5時まで

#### イ 提出場所

8(1)に同じ

#### ウ 提出方法

8(3)「ウ 提出方法」に同じ

## 8 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 9 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された技術提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という）を選定する。

## 10 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途、岩内町の規定により契約手続を行う。

## 11 特定者と契約の締結を行わない場合

特定者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該特定者とは契約の締結をしない。

## 1 2 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本円
- (2) 契約書作成の要否  
必要
- (3) プロポーザル方式の取りやめ又は延期  
このプロポーザル方式は、取りやめること又は延期することがある。
- (4) プロポーザルの詳細  
詳細は、別紙「公募型プロポーザル方式の説明書」による。
- (5) その他留意事項
  - ア 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。
  - イ 技術提案書のヒアリングに参加しなかった場合の技術提案は無効とする。
  - ウ 審査結果及び特定者名は公表する。
  - エ 受託者として特定された者が暴力団関係事業者等であること等の理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約を行わない。